

京都市告示第 77号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成31年4月8日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
小城 圭	アルケル在宅鍼灸マッサージ	上京区主税町826番地28	平成31年3月5日
橋部 天平	てん整骨院	左京区正往寺町462-2 インペリアル岡崎105	平成31年3月25日
橋本 雅人	訪問マッサージみやび治療院	右京区嵯峨中山町11-5 ラウンドガーデン嵐山208	平成31年3月1日
梅川 輝晃	株式会社アイ・サポート	西京区上桂三ノ宮町99-3	平成31年2月13日
前中 聖子	訪問マッサージKEIRO W伏見中央ステーション	伏見区深草西浦町6丁目74 番地 Deft深草1階	平成31年3月1日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)